

写

23生畜第927号
平成23年7月24日

各都道府県畜産主務課長 殿
(福島県を除く)

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
食肉鶏卵課長

東京電力福島第一原子力発電所の事故後に収集された稲わら等が
給与された可能性のある肉用牛及び乳用牛の取扱いについて

平成23年7月15日付け生産局畜産部畜産振興課長・生産流通振興課長通知「原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の利用に関する指導等について」(23生畜第861号)(以下「指導通知」という。)及び平成23年7月19日付け生産局畜産部畜産振興課長通知「東北・関東地域からの稲わら等の流通・使用等に関する調査について」(23生畜第877号)により実施している全国での緊急調査について、短期間での調査の実施にご協力をいただきありがとうございます。

当該調査の実施により、貴都道府県におかれましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故後に収集された稲わら等が給与された可能性のある農場に対しては、当該稲わら等の肉用牛及び乳用牛(以下「牛」という。)への給与や敷料への利用及び販売・無償譲渡の自粛を指導していただくとともに、牛の出荷自粛等の対応をされているものと承知しておりますが、今後の対応方針が決定されるまでの当面の間、当該稲わら等の牛への給与等の自粛並びに牛の移動及びと畜場への出荷自粛を指導していただきますようお願い申し上げます。

ただし、当該稲わら等の放射性セシウムの検査結果が、粗飼料の暫定許容値を下回ることが確認された場合には、牛の移動及びと畜場への出荷自粛を解除して差し支えありません。また、この場合の当該稲わら等の牛への利用については、指導通知を踏まえ、引き続き利用等の自粛を指導して頂きますようお願いいたします。